

役員等推薦係活動規定

第1条 役員等推薦係は以下の手順に従い活動を進めることとする。

- (1) 係は、氏名を会員に通知し、立候補及び推薦候補（2年毎に会長1名、毎年以下、副会長1名、会計1名、書記4名、会計監査2名）を公募する。ただし、役員の数人は、その時世に応じて変更することができる。
- (2) 届け出締め切り後、立候補及び候補者を集計する。
- (3) 立候補があった役職については、立候補者に確認の連絡を入れる。（意思確認）
- (4) 立候補者が定員以上あった役職については、係と立候補者が選出方法を協議のうえ最終立候補者を決定する。
- (5) 立候補者がそれぞれの役職の定員に達しなかった場合は、それぞれの役職において推薦数の多い人へ順に推薦活動を行う。
- (6) 役員等の最終候補者が決定した時、その役職・氏名を会員に告示し報告する。
- (7) 候補者に対し異議がある時は、告示後7日以内に係に申し出る。
- (8) 異議の申し出がある時は、会長は係および運営委員会を召集し、申し出内容を検討協議し、その結果を申し出者に通知する。
- (9) 役員等の選出は、立候補、または会員による推薦を原則とするが、それで決定を見ない場合には、係および運営委員会にて選出方法を検討のうえ決定する。

第2条 役員等推薦係は、活動中および活動終了後、活動内容の一切を口外してはならない。

第3条 この規定の変更は、運営委員会の議決による。

附 則

この活動規定は、平成21年10月20日から実施する。

平成22年3月10日一部改正。

平成23年2月21日一部改正。

平成24年2月20日一部改正。

令和2年1月21日一部改正。

令和3年2月9日一部改正

令和4年5月30日全改正。

令和4年11月22日一部改正